

# 手数料一覧 (3/1)

令和5年6月1日～

## 1. 確認申請手数料 (円)

(表1-1)

		基本額		型式認定	構造計算加算額	
		簡易な建築物 倉庫、畜舎等	左記以外		右記以外	ルート2 審査
建築物	～100㎡以内	15,000		12,000	20,000	40,000
	100㎡超～200㎡以内	23,000		18,000	20,000	40,000
	200㎡超～300㎡以内	23,000	32,000	24,000	25,000	50,000
	300㎡超～500㎡以内	28,000	40,000		30,000	50,000
	500㎡超～1,000㎡以内	40,000	57,000	42,000	40,000	70,000
	1,000㎡超～2,000㎡以内	60,000	85,000	60,000	40,000	90,000
	2,000㎡超～5,000㎡以内	160,000	210,000	160,000	60,000	120,000
	5,000㎡超～10,000㎡以内	190,000	250,000		70,000	140,000
工作物				16,000		
建築設備	昇降機			17,000		

●離島の確認申請手数料は、20,000円加算します。

●避難安全検証法（階避難）審査手数料加算額は、20,000円/件とします。

●4号建築物と昇降機の併願申請は、昇降機手数料を加算します。

●構造上別棟扱いとなる建築物は、構造計算について加算します。

### 【計画変更の手数料】

計画変更の手数料は、確認申請手数料（表1-1）を適用し、変更となる内容および

対象床面積に応じて、手数料を算出します。

### 【記載事項証明の手数料】

1,000円/件

# 手数料一覧 (3/2)

令和5年6月1日～

## 2. 中間および完了検査手数料 (円)

(表1-2)

		中間検査	完了検査		
			簡易な建築物 倉庫、畜舎等	左記以外	中間検査有
建築物	～100㎡以内	18,000	20,000		18,000
	100㎡超～200㎡以内	24,000	27,000		24,000
	200㎡超～300㎡以内	32,000	30,000	37,000	32,000
	300㎡超～500㎡以内	38,000	36,000	46,000	40,000
	500㎡超～1,000㎡以内	49,000	53,000	67,000	60,000
	1,000㎡超～2,000㎡以内	66,000	72,000	90,000	80,000
	2,000㎡超～5,000㎡以内	147,000	140,000	178,000	160,000
	5,000㎡超～10,000㎡以内	160,000	160,000	200,000	180,000
工作物			17,000		
建築設備	昇降機		24,000		

●令和5年5月までに確認申請した(旧手数料)建築物の中間・完了検査については、旧手数料の加算とします。

●直前の確認を当社以外の者から受けている場合は、別途加算します。(別表参照)  
なお、離島の場合、20,000円加算します。

●鹿児島市域外の中間・完了検査手数料は、別途、交通費が必要となります。  
(別表参照。ただし、離島は実費交通費となります。)  
なお、離島の場合、20,000円加算します。

●省エネ法に係る適合業務のある完了検査は20%増となります。

また、直前の省エネ適合性判定を当社以外の者から受けている場合は40%増となります。  
(1,000円未満は切捨て)

なお、建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合や  
モデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合等については、加算しません。

●4号建築物と昇降機の併願申請は、昇降機手数料を加算します。

## 3. 仮使用認定申請手数料 (円)

仮使用対象部分の床面積	認定手数料
500㎡以内	80,000
500㎡超～2,000㎡以内	120,000
2,000㎡超～5,000㎡以内	200,000
5,000㎡超～10,000㎡以内	240,000

# 手数料一覧 (3/3)

令和5年6月1日～

## 4. 加算額等

### 【中間検査および完了検査手数料の加算額】

直前の確認を当社以外の者から受けている場合は、下記の通り加算します。

(表2-1)

床面積	手数料 (円)
100㎡	10,000円
100㎡超～200㎡以内	15,000円
200㎡超～500㎡以内	20,000円
500㎡超～1,000㎡以内	30,000円
1,000㎡超～2,000㎡以内	30,000円
2,000㎡超～10,000㎡以内	50,000円

### 【検査に係る交通費】

離島は、交通費等（実費）が必要となります。また、離島を除く下記の地域については、下表に定める交通費が必要となります。

(表2-2)

建築場所	交通費 (円)
いちき串木野市、薩摩川内市 始良市、霧島市 南さつま市、南九州市、 指宿市、枕崎市	2,000
阿久根市、出水市、 伊佐市、さつま町、 湧水町、長島町、桜島	3,000
垂水市、鹿屋市、志布志市 曾於市、大崎町、肝付町 東串良町、錦江町、南大隅町	4,000

### 【電子申請に係る加算額】

電子申請に係る加算額はありません。